



PRESS RELEASE

情報提供年月日

令和4年2月18日

三次記者クラブ会員 様

送信者

庄原市 総務部 行政管理課

広報統計係 三戸（みと）

TEL0824-73-1159・FAX0824-72-3322

イベントおよび公共施設の取り扱いについて

庄原市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を受けて、イベントおよび公共施設の取り扱いについて、現在の取り組みを3月6日（日）まで延長することとします。詳細は別紙のとおりです。

なお、本件についての記者会見は行いません。

お問い合わせ

庄原市新型コロナウイルス感染症対策本部統括部統括班

電話 0824-73-1138

担当者：荒木、重原

本市における今後の対応について

令和4年2月18日、広島県への「まん延防止等重点措置」の実施期間が3月6日まで延長されたこと
に伴って変更された、県の「まん延防止等重点措置の実施期間の再延長に伴う新型コロナ感染拡大防止
のための集中対策」に準じて、次のとおり対応する。

1. 実施期間 令和4年1月14日（金）～3月6日（日）

2. イベント等の取扱いについて

市が主催（市が実行委員会等の構成員であるものを含む。）するイベント等については、次のものを除き、中止又は集中対策期間後に延期することとする。

- (1) オンライン開催とするもの
- (2) 参加者が市民に限定され、かつ特定されており、3密を回避できる十分なスペースまたは、時間を有しているもの
- (3) 法令等により、この期間に実施することがやむを得ないもの
※開催に際して、県の集中対策に準じて各業界団体が策定したガイドラインの遵守や感染防止対策を講じた上で開催する。なお、状況に応じて人数制限等、必要な対策を講じて対応する。
※県のイベント条件に準じて、感染防止等を記載したチェックリストを作成し、ホームページ等で公表する。

また、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域などから講師を予定している会議・研修等についても、実施時期の変更やWeb会議への切替えを行うものとする。

市が共催及び他の団体等が主催するイベント等についても、市のイベント等の取扱いを踏まえた対応をお願いする。

3. 公共施設の取扱いについて

現在は、徹底した感染防止対策を実施した上で、施設の一般利用及び一般の使用（貸館）を継続することとしていたが、「まん延防止等重点措置」の拡大実施の決定を踏まえ、一般利用及び一般の使用（貸館）を次のおとりとする。

① 屋内施設

原則、一般利用及び一般の使用（貸館）を中止とする。

ただし、現在、利用等の予約受付・使用許可しているものについては自粛をお願いし、やむを得ないものについては、感染防止対策を徹底した上で利用してもらう。あわせて、新規の受付は行わない。

※図書館・分館におけるオンラインでの予約貸出は行う。

② 屋外施設

市民及び市民団体が使用する場合を除き、原則、一般利用及び一般の使用（貸館）を中止する。

ただし、現在、利用等の予約受付・使用許可しているもののうち、市外からの利用・使用については自粛をお願いし、やむを得ないものについては、感染防止対策を徹底した上で利用してもらう。あわせて、市外からの新規の受付は行わない。

※使用に際して、県の集中対策に準じて各業界団体が策定したガイドラインの遵守や感染防止対策を講じた上で利用してもらう。なお、状況に応じて人数制限等、必要な対策を講じて対応する。

※1,000㎡超の施設については、法第31条に基づく県の要請を遵守する。

- (1) 一般利用を中止する施設。ただし、事務室は除く。

合計 60 施設

- (2) 一般の使用（貸館）を中止する施設（交流施設の「会議室」等を含む）

合計 89 施設